

## 地域医療支援病院名称承認申請概要書

## 1 開設者の住所等

住 所	豊明市沓掛町田楽ヶ窪 1 番地 9 8
名称及び代表者職・氏名	学校法人藤田学園 理事長 星長 清隆

## 2 病院の名称等

名 称	藤田医科大学岡崎医療センター					
所 在 地	岡崎市針崎町字五反田 1 番地					
診療科名	救急科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、内科、放射線科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、脳神経外科、整形外科、泌尿器科、婦人科、小児科、麻酔科、皮膚科、リハビリテーション科、腫瘍内科、眼科、耳鼻いんこう科、病理診断科、精神科、歯科					
病 床 数	精 神	感染症	結 核	療 養	一 般	合 計
					400	400

## 3 施設の構造設備

施 設 名	設 備 の 有 無	
集 中 治 療 室	①	無 病床数 10床
化 学 検 査 室	①	無
細 菌 検 査 室	①	無
病 理 検 査 室	①	無
病 理 解 剖 室	①	無
研 究 室	①	無
講 義 室	①	無
図 書 室	①	無
救急用又は患者搬送用自動車	①	無 保有台数 2台
医薬品情報管理室	①	無

## 4 他の病院又は診療所から紹介された患者に対する医療を提供する体制の整備状況

## (1) 紹介率

紹介患者の数 (A)	初診患者の数 (B)	紹介率 (A/B×100)
10,502人	15,925人	65.9%

## (2) 逆紹介率

逆紹介患者の数 (C)	初診患者の数 (B)	逆紹介率 (C/B×100)
7,169人	15,925人	45.0%

## 5 共同利用のための体制の整備状況

## (1) 共同利用の実績

前年度の共同利用を行った医療機関の延べ機関数	2施設
うち申請者と直接関係のない医療機関の延べ機関数	2施設
共同利用に係る病床の病床利用率	1.3%

## (2) 共同利用の範囲

施設名等	①開放型病床、図書室、研究室、会議室 ②放射線検査機器：CT、MRI、PET-CT ③その他高度医療機器：内視鏡検査、超音波検査
------	--

## (3) 共同利用の体制

共同利用に関する規定	①	無
利用医師等登録制度の担当者	①	無

## (4) 利用医師等登録制度

登録医療機関数	88施設
うち申請者と直接関係のない医療機関数	88施設

## (5) 常時共同利用可能な病床数

常時利用可能な病床数	5床
------------	----

6 救急医療を提供する能力の状況

(1) 重症患者の受け入れに対応できる医療従事者

職 種	専 従		非 専 従	
	常 勤	非 常 勤	常 勤	非 常 勤
医 師	6 人	0 人	1 0 人	7 人
看護師	3 4 人	0 人	3 0 人	3 人
その他	4 人	0 人	4 2 人	0 人

(2) 重症救急患者のための病床

優先的に使用できる病床	20床
専用病床	床

(3) 重症救急患者に必要な検査又は治療を行うために必要な診療施設

施設名	ICU 病棟、救急外来、手術室、放射線エリア、内視鏡室、
-----	------------------------------

(4) 救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者数	6, 236人
--------------------------	---------

(5) その他

「救急病院等を定める省令」(昭和 39 年厚生省令第 8 号)に基づき知事の救急病院の認定を受けている病院である場合	☑・否
「救急医療対策の整備事業について」(昭和 52 年 7 月 6 日付け医発第 692 号厚生省医務局長通知)に基づき救急医療を実施している場合	☑・否

7 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力の状況

(1) 研修の実績

研 修 の 内 容	回 数	研 修 者 数
COVID-19 対策、泌尿器科におけるロボット支援手術、地域に密着した救急医療の実現 等	1 2 回	6 9 6 人

(2) 研修実施のための施設及び設備

施設名等	大会議室 1、大会議室 2、講堂
------	------------------

8 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法及び閲覧方法

(1) 管理責任者等

管理責任者	☑・無
管理担当者	☑・無

(2) 閲覧責任者等

閲覧責任者	☑・無
閲覧担当者	☑・無

9 医療法施行規則第 9 条の 1 9 第 1 項に規定する委員会の構成

医師会等医療関係団体の代表	3 人
学識経験者の代表	1 人
地方公共団体の代表	2 人
地域住民の代表	1 人
当該病院の関係者	5 人

1 0 患者からの相談に適切に応じる体制

患者相談を行う場所	看護相談室、面談室(病棟)、相談室(入退院センター内)
-----------	-----------------------------

1 1 居宅等における医療の提供の推進に関する支援

居宅等医療提供施設等における連携の緊密化のための支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス担当者会議の実施</li> <li>・愛知県退院支援調整看護師学習会</li> <li>・訪問看護ステーションや居宅介護支援事業所等の連携のための施設訪問や顔合わせ</li> <li>・いえやすネットワーク多職種研修会</li> </ul>
-----------------------------	--

医療を受ける者又は地域の医療提供施設に対する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「藤田医療情報ネットワーク (ID-Link)」により情報を医療機関へ開示</li> <li>・地域連携バスにおいて共通シートを使用し連携</li> </ul>
その他居宅等における医療の提供の推進に関し必要な支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療情報提供書をもとに訪問医への依頼を実施し、必要に応じ担当医と直接連携</li> <li>・退院前カンファレンスを開催し、担当医の参加を調整</li> </ul>

1.2 その他地域医療支援病院に求められる取組み

(1) 連携体制を確保するための専用の室等

施設名称	医療連携室
担当者	⑦ ・ 無

(2) 病院の機能に関する第三者による評価

病院の機能に関する第三者による評価	⑦ ・ 無
-------------------	-------

(3) 退院調整部門

退院調整部門	⑦ ・ 無
--------	-------

(4) 地域連携を促進するための取組み

策定した地域連携	・岡崎 CKD 連携バス
クリティカルバス	・岡崎糖尿病地域連携バス

(5) 病院が果たしている役割に関する情報発信

情報発信の方法	病院ホームページ、広報誌 (年4回、1回につき500部発行)
---------	--------------------------------